

淡路町知財研究会 (松宮ゼミ)

知的財産高等裁判所 平成27年2月19日 判決言渡
平成25年(行ケ)10311号審決取消請求事件

「ヒト疾患に対するモデル動物」

2015年5月30日(土) 発表: 藤岡 茂

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

【発明の名称】

ヒト疾患に対するモデル動物

【請求項1】

ヒト腫瘍疾患に対する非ヒトモデル動物であって、

前記動物が前記動物の相当する器官中へ移植された脳以外のヒト器官から得られた腫瘍組織塊を有し、

前記移植された腫瘍組織を増殖及び転移させるに足る免疫欠損を有するモデル動物。

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

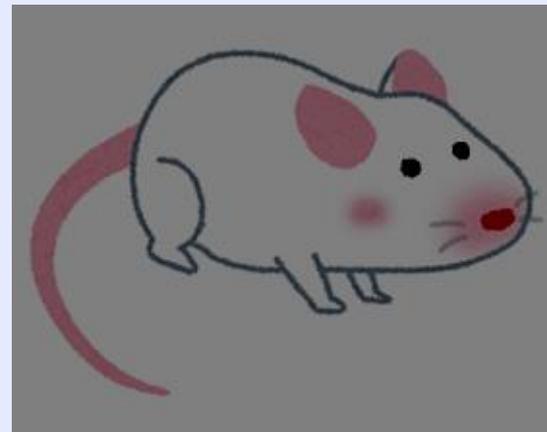
モデル動物とは

人間の病気に類似した疾患を呈するように人為的に操作された実験動物。

代表的なものに自発性高血圧ラット、老化促進マウスなどがある。

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

本発明のモデル動物は、
人の腫瘍組織を動物（マウス）に移植して、
腫瘍を発現させたマウス。



淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

「がん」についての表現

一般的には厳密に区別せずに使っている。

がん cancer

悪性腫瘍 malignant tumor

悪性新生物 malignant neoplasm

「がん」は、広い意味での悪性腫瘍を意味している。例：国立がんセンター

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

「がん」は大きく2種類

《癌腫 carcinoma》

上皮性細胞に由来する悪性腫瘍、上皮癌
肺癌、甲状腺癌、皮膚癌、胃がん

《肉腫（肉性腫瘍）sarcoma》

非上皮性細胞に由来する悪性腫瘍
（白血病、骨肉腫、悪性リンパ腫）

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

癌と肉腫の両方をまとめて、平仮名で「がん」と書く。

「がん」は悪性腫瘍全般をさす言葉。

悪性腫瘍とは、腫瘍の中でも特に浸潤性があり、増殖、転移するなどの悪性を示すもののことである。

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

発明の概要

ヒトの器官から得られた腫瘍組織に相当する器官へ移植された腫瘍組織を持つ非ヒトモデル動物

発明の目的

治療行為の発見

抗腫瘍物質の薬効試験

化学的敏感性

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

従来技術

ヌードマウス＝胸腺の無いマウス

（外来移植組織を拒絶する能力を持たないマウス）

T細胞が著しく減少、

寿命が通常（18m-24m）より短い（6m-12m）

ヌードマウスの皮下にヒト腫瘍を移植すると当該部位で増殖するが、転移能力を欠いた。

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

発明の概要

従来は移植する際、細胞ごとに分離したが、塊のまま腫瘍組織が本来持つ「三次元構造」を維持し、免疫欠損動物の相当する器官へ移植する。

これによって、ヒト中に生ずるような、増殖だけでなく、転移能力を有するマウスを作成できた。

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

経緯（出願→登録）

優先権主張：1988.10.5（米国出願）

出願日：平1.10.5（特願平1-510569）

PCT 34条補正：平3.4.5

公表公報：平4.5.14（特表平4-502551）

審査請求：平8.8.21

早期審査に対する事情説明書：平8.10.31

拒絶理由通知書：平9.4.23

手続補正書：平9.4.23

特許査定：平9.5.2

登録日：平9.6.20（登録第2664261号）

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

経緯(登録→満了)

異議申立：平10.4.15(武田薬品工業)

取消理由：平10.12.10

意見書：平11.3.30

訂正請求：平11.3.30

異議決定：平11.5.14(維持)

年金支払：平21.3.19(年金最終納付13年)

特許権満了：平21.10.5

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

経緯（無効審判）

無効審判請求：平24.6.1（無効2012-800093 大鵬薬品）

答弁書：H24.9.21

訂正請求書：H24.9.21

（訂正）手続却下：H24.11.29

第1回口頭審理H25.4.18

審決（請求不成立、維持審決、）：平25.10.4

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

無効審判の取消事由

取消事由1: 未完成発明に関する判断の誤り

取消事由2: 実施可能要件違反

取消事由2-1: 転移の未確認

取消事由2-2: 転移を起こす手段の未開示

取消事由3: サポート要件違反

取消事由3-1: 転移の未確認

取消事由3-2: 転移を起こす手段の未開示

取消事由4: 無効理由

取消事由4-1: 転移の未確認

取消事由4-2: 転移を起こす手段の未開示

取消事由5: 甲1発明に基づく進歩性判断の誤り

取消事由5-1: (無効理由5-1に対する判断の誤り) 本件発明の認定誤り

取消事由5-2: (無効理由5-1に対する判断の誤り) 一致点・相違点の認定誤り

取消事由5-3 (無効理由5-1に対する判断の誤り) 相違点の判断の誤り

取消事由6: 甲2発明に基づく新規性又は進歩性判断の誤り

取消事由6-1: (無効理由5-2に対する判断の誤り) 本件発明の認定誤り

取消事由6-2: (無効理由5-2に対する判断の誤り) 一致点・相違点の認定誤り

取消事由6-3: (無効理由5-2に対する判断の誤り) 相違点の判断の誤り

取消事由7: 甲3発明に基づく進歩性欠如

(無効理由5-3に対する判断の誤り) 相違点の判断の誤り

取消事由8: 甲4発明に基づく新規性欠如または進歩性欠如

(無効理由5-4に対する判断の誤り) 相違点の判断の誤り

淡路町知財研究会（松宮ゼミ）

争点

発明の認定：転移は発明の構成要件か

発明未完成：明細書に転移が示されているか

新規性進歩性：先行文献との関係は

裁判所の判断

取消事由5-3について理由があるので、
審決を全部取り消す。